

認定こども園、新制度未移行私立幼稚園
の新2号認定子どもの保護者の皆様へ

猪名川町生活部こども課

子育てのための施設等利用給付費（新2号認定） 預かり保育事業利用料の償還払い手続きについて

本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、新2号認定を受けられた方の認定こども園・私立幼稚園の預かり保育事業を利用されているお子様については、預かり保育事業の利用料（上限額あり）を保護者様の申請による償還払いにより、3か月ごとに保護者様の口座へ給付する予定としております。

つきましては、下記のとおり請求月（1月、4月、7月、10月）の月末までに請求書と必要な書類を、在籍する園にご提出いただきますようお願いいたします。

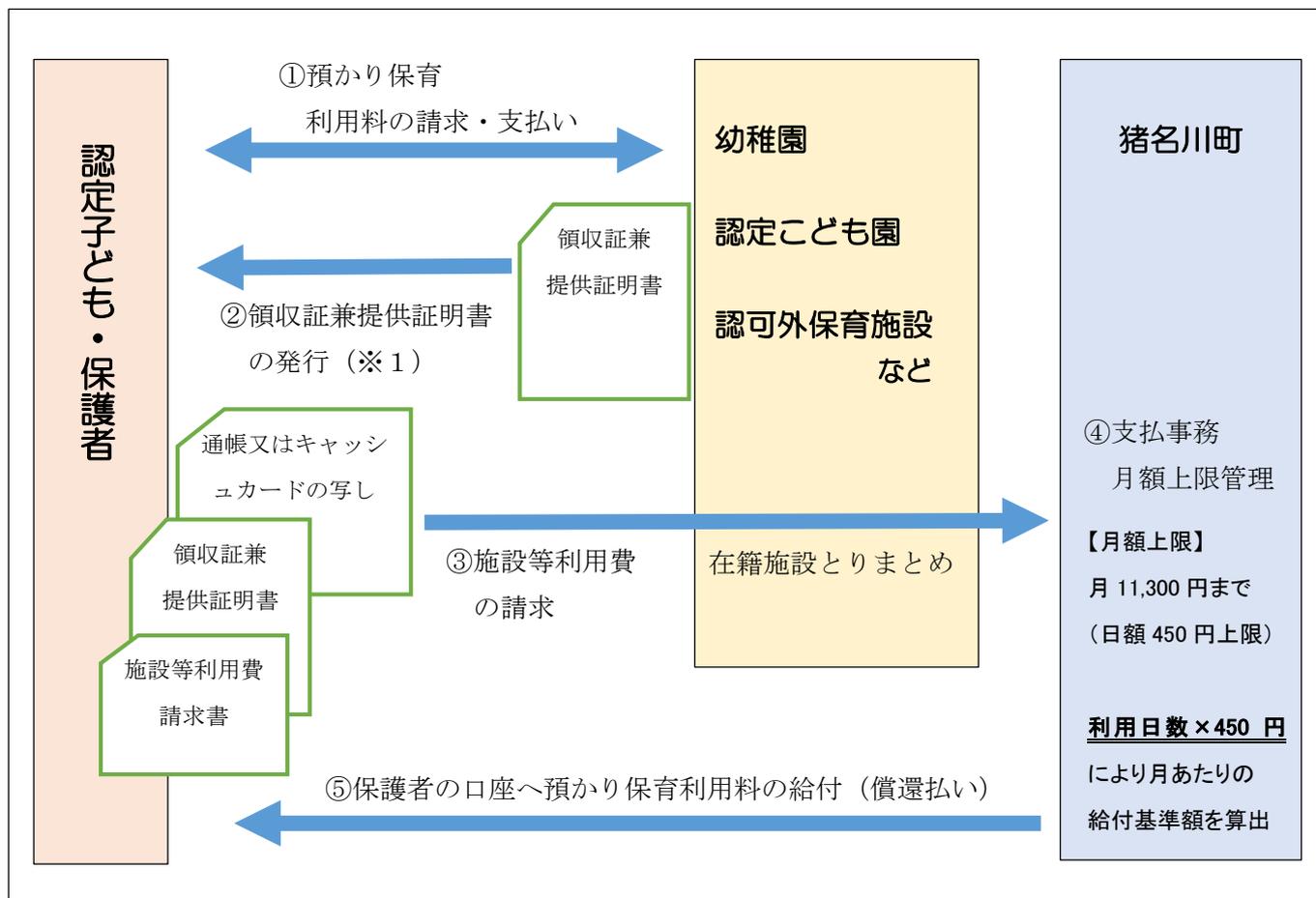
なお、請求書は、在籍する園で取得いただくか町のホームページ【子育てのための施設等利用費（新2・3号認定）の請求方法について】からダウンロードできます。

記

利用する事業・施設	必要書類	提出先と期限
認定こども園・私立幼稚園の預かり保育事業	<p>① 様式3（預かり保育事業） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」</p> <p>② 園が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」</p> <p>※併用可能施設のみ、認可外保育施設等を利用した場合は、認可外保育施設等における「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」も添付</p> <p>③ 振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写し</p> <p><u>新2号認定を受けられた方のみ手続きが必要</u></p>	<p>【請求月】</p> <p>1月請求（10,11,12月分） 4月請求（1,2,3月分） 7月請求（4,5,6月分） 10月請求（7,8,9月分）</p> <p>【提出先】 <u>上記請求月の月末までに左記必要書類を在籍する園に提出</u></p> <p>【支払日】 提出から1か月後の月末を目途に保護者様の口座へ振込み</p>

～幼児教育・保育の無償化に係る償還払い手続きについて～

1 償還払いの支払い手続きのイメージ及び関係様式



※1 ファミリーサポートセンター事業については、「領収証兼提供証明書」ではなく、「活動報告書」となります。

2 手続きの流れ

- ① 保護者は、預かり保育事業の利用料を施設へ支払います。
- ② 保護者は、施設から「領収証兼提供証明書」の発行を受けます。
- ③ 保護者は、「施設等利用費請求書 (償還払い用)」に上記②の「領収証兼提供証明書」と振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、在籍施設に提出。
併用可能施設のみ、認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター事業を利用された場合は、併用した施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」も添付してください。
- ④ 猪名川町は、上記③の申請により、支払事務 (内容と上限の確認等) を行います。
- ⑤ 猪名川町は、上記④に基づき、3か月分まとめて保護者の口座に預かり保育事業の利用料の給付 (償還払い) を行います。

【お問い合わせ】

猪名川町生活部こども課 TEL:072-767-7477